

役員等の報酬等に関する規程

(目的) (H29.6.22 改正)

第1条 この規程は、社会福祉法人フロンティア（以下「法人」という。）の定款第8条及び第21条並びに社会福祉法人フロンティア評議員選任・解任委員会運営細則第5条の規定に基づき、役員等の報酬等に関し必要な事項を定めることを目的とする。

(定義) (H29.6.22 改正)

第2条 この規程において、次の各号に定める用語の定義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 役員等とは、理事長、常勤理事、職員理事、法人業務担当非常勤理事、非常勤理事、監事、評議員及び評議員選任・解任委員会委員をいう。
- (2) 常勤理事とは、常勤として法人の業務に従事する理事のうち、職員理事以外の者をいう。
- (3) 職員理事とは、理事のうち職員として法人に勤務し、法人の職員就業規則若しくは非常勤職員就業規則又は短時間職員就業規則の適用を受ける者をいう。
- (4) 法人業務担当非常勤理事とは、月のうち一定の日数、法人の業務に従事する理事のうち、職員理事以外の者をいう。

(報酬) (H29.6.22 改正)

第3条 役員等の報酬額は、別表に定めるところによる。ただし、職員理事及び職員給与が支給されている評議員選任・解任委員会委員に対しては、別表に定める報酬及び旅費を支給しない。

- 2 理事長、常勤理事及び法人業務担当非常勤理事の毎年度の報酬額は、別表に定める額の範囲内で、理事会において決定する。

(手当等) (R5.4.1 改正)

第4条 理事長には、通勤手当及び退職給与金を、常勤理事には、通勤手当、賞与及び退職給与金を、法人業務担当非常勤理事には、通勤手当を支払う。

- 2 理事長及び常勤理事の退職給与金については、理事長又は常勤理事としての職務執行期間中に支給された報酬総額に100分の8を乗じた額とする。
- 3 通勤手当については、交通費実費額とする。
- 4 賞与については、理事会において定める正規職員に係る賞与基準支給率を、常勤理事の報酬月額に乘じた額とする。

(報酬等の支給方法) (H29.6.22 改正)

第5条 役員等に対する報酬等（通勤手当、賞与及び第6条に定める交通費等を含む。以下この条において同じ。）の支給の時期は、次の各号に定める役員等の区分に応じ、当該各号に定める時期とする。

- (1) 理事長、常勤理事及び法人業務担当非常勤理事

毎月25日（ただし、その日が土曜日又は休日の場合は、その前日とする。）

- (2) 前号に定める役員以外の役員等

理事会若しくは評議員会又は職務のために必要な会議等へ出席又は参加した都度

- 2 報酬等は、現金により本人に直接支給する。ただし、本人の同意を得て、本人の指定

する本人名義の金融機関の口座に振り込むことができる。

3 報酬等は、法令の定めるところにより控除すべき金額を控除して支給する。

4 報酬等の支給方法につき、この規程に定めのない事項は、法人の給与規程に定めるところによる。

(旅費) (H29.6.22 改正)

第6条 役員等が役員等としての職務のため出張したときは、別表に定める交通費、日当及び宿泊料(宿泊を要する場合に限る。)を支払う。

(公表) (H29.6.22 改正)

第7条 この規程を、社会福祉法第59条の2第1項第2号に定める報酬等の支給の基準として公表する。

(補則) (H29.6.22 改正)

第8条 この規程の実施に関し必要な事項は、理事長が理事会の決議を経て、別に定める。

(改廃) (H29.6.22 改正)

第9条 この規程の改廃は、評議員会の決議を経て行う。

附 則

この規程は、昭和62年5月28日から施行する。

附 則

この規程は、昭和62年8月7日から施行する。

附 則

この規程は、平成10年10月2日から施行する。

附 則

この規程は、平成11年5月26日から施行する。

附 則

この規程は、平成12年12月8日から施行する。

附 則

この規程は、平成14年4月1日から施行する。

附 則

この規程は、平成16年4月1日から施行する。

附 則

この規程は、平成16年12月9日から施行する。

附 則

この規程は、平成19年5月30日から施行し、平成9年4月1日から適用する。

附 則

この規程は、平成21年4月1日から施行する。

附 則

この規程は、平成23年4月1日から施行する。

附 則

この規程は、平成24年4月1日から施行する。

附 則

この規程は、平成２６年４月１日から施行する。

附 則

この規程は、平成２７年４月１日から施行する。

附 則

この規程は、平成２９年４月１日から施行する。

附 則

この規程は、平成２９年６月２２日から施行する。

附 則

この規程は、平成３０年４月１日から施行する。なお、第４条第２項については、平成３０年３月１日から適用する。

附 則

この規程は、令和５年４月１日から施行する。

別表（第3条、第6条関係）（H30.4.1改正）

報 酬	区 分		報 酬 額
報 酬	1	理事長	年額 3,600,000～7,200,000円
	2	常勤理事	月額 350,000～500,000円
	3	法人業務担当非常勤理事	1日 20,000～25,000円
	4	監事が監査業務に従事したとき	1回 23,000円
	5	役員等が理事会、評議員会及び評議員選任・ 解任委員会その他必要な会議等に出席したとき （理事長、常勤理事、職員理事及び評議員選任・ 解任委員会委員のうち職員による委員を除く。）	役員 1回 13,000円 評議員 1回 13,000円 評議員選任・解任 委員会委員1回 8,000円
旅 費	交 通 費		宿 泊 料
	交通実費	1日 5,000円	一泊 20,000円